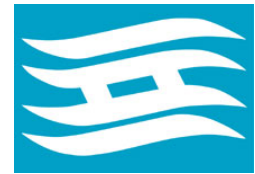


# 兵庫県公報

平成24年10月2日 火曜日 第2428号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（社会援護課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）	4
○被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	4
○土地改良事業の工事完了の届出（農地整備課）	6
○県営土地改良事業の工事の完了（同）	7
○保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	8
○保安林の指定（同）	8
○保安林の指定解除（同）	9
○保安林の指定施業要件の変更（同）	9
○同 上（同）	9
○同 上（同）	10
○同 上（同）	10
○同 上（同）	10
○同 上（同）	10
○同 上（同）	11
○同 上（同）	11
○同 上（同）	11
○同 上（同）	11
○同 上（同）	12
○同 上（同）	12
○同 上（同）	12
○同 上（同）	12
○同 上（同）	13
○同 上（同）	13
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	13
○公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	14
○同 上（同）	15
○景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（都市政策課）	15
<b>公 告</b>	
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	15
○落札者等の公示（管理課）	16
<b>労働委員会公告</b>	
○兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、閏歴等	16

## 告 示

### 兵庫県告示第1277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成24年10月2日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	開設者	指定年月日
弓倉歯科医院	伊丹市西台1-2-10	弓 倉 佳 葉	平成24年7月30日
やすだ内科クリニック	豊岡市戸牧37-5	医療法人社団やすだ内科クリニック	同 年6月1日
宝塚フレンド薬局	宝塚市小浜4-7-2	株式会社フロンティア	同 年8月1日
医療法人社団小野歯科医院	加東市社903-1	医療法人社団小野歯科医院	同 年6月1日
イオン薬局猪名川店	川辺郡猪名川町白金2-1	イオンリテール株式会社	同 年7月13日



**兵庫県告示第1278号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

平成24年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
センチュリー薬局	明石茶園場町1-13	開設者名称	センチュリーヘルティ株式会社	株式会社フロンティア	平成13年7月1日
きぬがさクリニック	加古川市別府町新野辺2528	所在地	加古川市別府町新野辺1259-1	加古川市別府町新野辺2528	平成24年6月30日
ライフオート山下薬局	川西市見野3-7-4	医療機関名称	山下マルゼン薬局	ライフオート山下薬局	同 月1日
タカラ薬局多田店	同 市多田桜木2-3-28 リバーサイド岡田ビル1F	同 上	ヤクエイ多田調剤薬局	タカラ薬局多田店	平成24年8月1日

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	廃止年月日
やすだ内科クリニック	豊岡市戸牧37-5	安 田 和 人	平成24年5月31日
小野歯科医院	加東市社903-1	小 野 圭 三	同

3 休止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	休止年月日
阿部レディースクリニック	芦屋市公光町7-15 スピリット芦屋1F	阿 部 紋	平成24年7月31日



**兵庫県告示第1279号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成24年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日

恵泉総合ケアセンター二見事業所	明石市二見町東二見377-1	社会福祉法人明石恵泉福祉会	訪問介護、介護予防訪問介護	平成24年5月1日
アセス特化型リハビリステーション	同 市西明石北町3-15-4	有限会社ウエルプロジェクト	通所介護、介護予防通所介護	同 年8月1日
さくら・介護ステーションあゆみ	同 市魚住町西岡641 あいり魚住101号室	株式会社SG	訪問介護、介護予防訪問介護	同
デイサービス京	芦屋市浜町15-14	株式会社ニュースペース・ワン	通所介護、介護予防通所介護	平成24年7月16日
訪問看護ステーションこっとな	伊丹市南野5-3-3	株式会社COTTON	訪問介護、介護予防訪問介護	同 月1日
はなだ脳神経外科クリニック	同 市行基町2-97-1	花 田 友 成	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成24年9月3日
たじま荘訪問介護事業所	豊岡市日高町祢布1304	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	訪問介護、介護予防訪問介護	同 年7月25日
有限会社めぐみ訪問看護ステーション居宅介護支援事業所	西脇市郷瀬町405	有限会社めぐみ訪問看護ステーション	居宅介護支援	同 月12日
茶話本舗デイサービス宝塚仁川	宝塚市仁川月見ガ丘2-48	株式会社ダイシン	通所介護	平成24年8月1日
ポニー薬局	三木市末広2-3-33 メゾン三木102	株式会社ポニーファーマシー	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同 年6月1日
おおきデンタルクリニック	高砂市米田町米田字奥野412-1	大 木 雄 輔	居宅療養管理指導	同
高砂地域ケア居宅介護支援事業所	同 市曾根町437-6	株式会社高砂地域ケアサポート	居宅介護支援	平成24年7月20日
デイサービスけんちゃん家	同 上	同 上	通所介護、介護予防通所介護	同
機能訓練型まさやデイサービス	川西市花屋敷1-12-11 B102号	有限会社ビオスジャパン	同 上	平成24年6月13日
ポラリスケアプランセンター川西	同 市中央町2-4 大吉ビル4F	株式会社ポラリス	居宅介護支援	同 年7月1日
デイサービスいこい	三田市八景町1442-1	株式会社六甲エクセル	通所介護、介護予防通所介護	同 年8月1日
ヒロタ薬局加西店	加西市下宮木町550-1	有限会社メディカルヒロタ	居宅療養管理指導	同 年7月9日
医療法人社団田中外科医院	丹波市山南町谷川541-1	医療法人社団田中外科医院	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同 月1日
緑風デイサービスセンター	南あわじ市広田中筋1025-19	社会福祉法人緑風会	介護予防通所介護	同 月10日
デイサービスふくい	同 市福良甲513-3	株式会社福井	通所介護、介護予防通所介護	同 月24日



**兵庫県告示第1280号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

平成24年10月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
ツクイ宝塚	宝塚市鹿塩2-11-20 ウィナーズハウス401	事業所名称	総合福祉ツクイ宝塚	ツクイ宝塚	平成24年8月1日
ツクイ小野黒川	小野市黒川町1708-1	事業所名称	ツクイ黒川	ツクイ小野黒川	同

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	廃止年月日
恵泉総合ケアセンター二見事業所	明石市二見町西二見1904-1	社会福祉法人明石恵泉福祉会	訪問介護、介護予防訪問介護	平成24年4月30日
たじま荘訪問介護事業所	豊岡市日高町十戸455	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	訪問看護、介護予防訪問看護	同 年6月30日

3 休止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	休止年月日
ヘルパーステーションきずな	伊丹市野間7-17-2	特定非営利活動法人近畿ふれあい協会	訪問介護、介護予防訪問介護	平成24年7月31日



兵庫県告示第1281号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成24年10月2日

兵庫県知事 井戸敏三

指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	指定年月日
青野敏之	あおの鍼灸整骨院	伊丹市御願塚4-10-7-102	平成24年7月30日
太歳智晴	あいおい整骨院	同 市美鈴町1-4-1 セントラル新伊丹102号	同 年8月8日
下地晋作	稲穂会SERVE鍼灸整骨院	川西市中央町7-2 ミツワ住建グランドビル2F	同 月6日
安田順一	レイス治療院川西	同 市久代4-5-34	同 月13日
保居貴美恵	あすか整骨院	南あわじ市市福永687-3	平成24年4月11日
布川浩崇	ぬのかわ鍼灸接骨院	宍粟市一宮町横山166	同 年7月30日



兵庫県告示第1282号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成24年10月2日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションナービス御影	株式会社 かんでんジョイライフ 代表取締役 中西 憲一	神戸市東灘区御影塚町2-8-9-101	平成23年10月1日

医療法人 真摯会 三宮 クローバー歯科クリニック	医療法人 真摯会 理事長 松本 正洋	同 市中央区雲井通7丁目1番1号 神戸新聞会館15階	平成24年9月1日
コクミン薬局 神大病院 前店	株式会社 コクミン 代表取締役 絹巻 秀展	同 市兵庫区荒田町3-12-15	同 年7月17日
医療法人社団 吉野医院	医療法人社団 吉野医院 理事長 吉野 英二	同 市北区鈴蘭台東町一丁目9番1号	同 年8月1日
大賀薬局 小部店	株式会社 キリン堂 代表取締役 寺西 豊彦	同 市同区山田町小部字向井谷1-1 リパティベル六甲B-3	同 年5月1日
大賀薬局 北町店	同 上	同 市同区鈴蘭台北町2丁目3-9	同
大賀薬局 南町店	同 上	同 市同区鈴蘭台南町5丁目7-18	同
訪問看護ステーション かけはし	医療法人 寿栄会 理事長 後藤田 義夫	同 市同区长尾町上津4663番地の3	平成24年9月1日
さとうクリニック	佐藤 容一	同 市西区榎谷町福谷882番	同 年7月1日
マルゼン 春日台薬局	株式会社 神戸マルゼン 代表取締役 石橋 正一郎	同 市同区春日台3丁目3番27	同 年8月5日
スギ薬局 玉津店	株式会社 スギ薬局 代表取締役 榑原 栄一	同 市同区玉津町高津橋606番地1	同 年9月1日
みこ皮膚科クリニック	多田 祥子	姫路市南今宿2-39	同 年2月1日
医療法人社団 阿佐美内 科医院	医療法人社団 阿佐美内科医 院 理事長 阿佐美 實	同 市城見町72	同 年7月1日
医療法人社団 かつた眼 科クリニック	医療法人社団 かつた眼科ク リニック 理事長 勝田 英人	尼崎市西大物町12-41 アマゴッタ5階	同 年8月1日
みやわき眼科	宮脇 貴也	同 市下坂部2丁目24-13	同
ゆたかクリニック	石田 俊夫	同 市立花町1丁目5番15号 立花ホワ イトビル	同
福島歯科医院	福島 卓司	同 市昭和通9-326	同
むらうち歯科クリニック	村内 利光	同 市塚口町4-23-2	平成24年8月31日
ちゅうりつぶ調剤薬局	株式会社 テックミカサ 代表取締役 伊崎 有紀	同 市塚口町1丁目2-2 河村ビル2 F	同 年7月1日
そうけん薬局 本店	有限会社 シンクスファーマ シー 代表取締役 北山 厚	同 市潮江1-15-3-114	同 年8月1日
スプリングテラス明舞	社会福祉法人 明和会 理事長 元原 利光	明石市松が丘四丁目1番43号	同 年7月1日
訪問看護ステーション 明石リハ	岡野 繁信	同 市西明石西町2-17-30	同
ねもと皮フ科	根本 美穂	西宮市高松町4-8 プレラにしのみや 307	平成24年7月13日
くぼたクリニック	窪田 純久	同 市南昭和町3-4 メヌエットK 1F	同 年8月1日
ひだこどもクリニック	肥田 崇子	同 市甲子園浦風町7-9-101号	同
有限会社 ふたば薬局 酒蔵通り店	有限会社 ふたば薬局 代表取締役 山下 勝久	同 市久保町6-13	平成24年9月1日
みどり調剤薬局	有限会社 エム・エスファーマ シー 代表取締役 岡本 和範	洲本市五色町鳥飼浦2059-2	同

ホワイト薬局 行基店	有限会社 ホワイト企画 代表取締役 坂上 公一	伊丹市行基町2丁目97-1	同
前田クリニック	前田 義章	豊岡市日高町東芝250番地	同
スマイル薬局 豊岡店	ビックリー 株式会社 代表取締役 保井 芳昭	同 市日高町東芝301-2	同
さくら歯科クリニック	金澤 重男	加古川市加古川町溝之口217-14	平成24年8月1日
祇園診療所	社会福祉法人 桑の実園福祉 会 理事長 徳永 憲威	たつの市龍野町北龍野字新町383番地1	同 年9月1日
サンミ調剤薬局 赤穂店	有限会社 サンミ企画 代表取締役 北村 泰亨	赤穂市加里屋字駅前町67-8	同 年7月28日
田中クリニック	明渡 寛	宝塚市小林4丁目7-47	同 年8月1日
宝塚 Smileデンタルクリ ニック	医療法人社団 艶美会 理事長 仲田 英二	同 市南口2丁目14番3 ザ・宝塚タワ ー202	同 月10日
宝塚フレンド薬局	株式会社 フロンティア 代表取締役 重森 裕之	同 市小浜4丁目7番2号	同 月1日
シルク薬局	株式会社 シルク薬局 代表取締役 大塚 吉史	三木市緑が丘町本町一丁目2番地の2	平成24年6月1日
川西市歯科医師会立訪問 歯科センター	社団法人 川西市歯科医師会 会長 中川 泰彰	川西市火打1-1-7 ふれあいプラザ 1階	同 年7月1日
大門調剤薬局	株式会社 F's メディカル 代表取締役 藤原 伸一郎	小野市復井町916-1	同 年9月1日
訪問看護ステーション ラビットケア	合同会社 ラビットケア 代表 長谷川 宗治	南あわじ市湊734-1 シェリーフィ ールド202号室	同



**兵庫県告示第1283号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次の土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成24年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業主体	事業名	地区名 (工区名)	地 域 名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
姫路市	ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	坂の尻池	姫路市香寺町矢田部	平成21. 8. 28	平成23. 9. 1	
高砂市	ため池等整備事業（一般） ため池整備工事（都市型緊急整備事業）小規模	鴻ノ池	高砂市阿弥陀町魚橋	平成20. 10. 7	平成22. 3. 19	
山東町土地 改良区	土地改良区単独土地改良事 業（非補助）	磯部金浦	朝来市山東町金浦	平成14. 4. 1	平成22. 3. 25	
淡路市	中山間地域総合整備事業 （一般型）	山田	淡路市山田	平成18. 1. 19	平成23. 3. 31	農業用排水 路、農道
多可町	ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	南池	多可郡多可町中区奥 中	平成22. 9. 13	平成23. 3. 28	



## 兵庫県告示第1284号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。

平成24年10月2日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名 (工区名)	地域名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
経営体育成基盤整備事業	勝雄（全区）	神戸市北区淡河町勝雄	平成8.11.19	平成18.3.25	区画整理
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事（都市型 緊急整備事業）小規模	古野池	同 市西区押部谷町和田	平成21.1.16	平成24.3.30	
経営体育成基盤整備事業	小東野（全区）	同 市同区神出町小東野	平成11.3.20	平成17.6.30	区画整理、客 土工
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事（都市型 緊急整備事業）小規模	釜谷池	明石市大久保町大窪	平成20.9.2	平成24.3.26	
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	富吉新大池	西脇市富吉上町	平成22.9.24	平成23.7.1	
同上	庵池	三木市別所町興治	平成22.10.1	平成24.3.23	
同上	上松東池	同 市吉川町上松	平成22.9.17	平成23.6.30	
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事（都市型 緊急整備事業）小規模	惣毛池	高砂市阿弥陀町長尾	平成21.9.30	平成24.3.26	
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	王子ヶ池	小野市河合中町	平成22.10.1	平成24.2.10	
同上	芦池・霞谷池	同 市来住町	平成22.9.29	平成24.1.16	
湛水防除事業（小規模）	百軒堀	南あわじ市阿万塩屋町	平成21.9.25	平成23.3.24	排水機改修
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	傳之丞池	加東市上中	平成21.8.22	平成23.11.30	
農業用河川工作物応急対 策事業（大規模）	中村・中一色	加古郡稲美町北山・中一色・中 村	平成19.9.26	平成23.6.14	井堰改修
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	北浦谷奥池	神崎郡福崎町東田原	平成20.9.22	平成23.3.25	
同上	観音池	佐用郡佐用町淀	平成22.2.25	平成23.3.16	
中山間地域総合整備事業 (広域連携型)	ワンダフル但馬地 区	美方郡香美町村岡区高坂、村岡 区黒田、村岡区宿、村岡区入江、 村岡区味取、村岡区和佐父、村 岡区大笹、村岡区神坂、村岡区 萩山、村岡区口大谷、村岡区日 影、村岡区祖岡、村岡区耀山、 小代区野間谷、小代区大谷、小	平成13.3.26	平成18.6.22	用排水施設整 備、農道整備、 区画整理、暗 渠排水

	代区水間、小代区実山、小代区 神水、美方郡新温泉町切畑、飯 野、多子、春來、熊谷			
--	--	--	--	--



**兵庫県告示第1285号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
平成24年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
佐用郡佐用町延吉字上ノ山564の1、564の4から564の7まで、564の10、564の12、573の1、平福字大ブ  
クラ1337の1、1337の2、1338、字上ノ山1357
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
延吉字上ノ山564の1・564の4・564の6・平福字大ブクラ1337の1（以上4筆について次の図に示す  
部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で  
定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森  
づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1286号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成24年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
美方郡新温泉町春來字ニゴリ1の1、1の2、5の1、5の2、5の14
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で  
定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊  
岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)





**兵庫県告示第1287号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成24年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
豊岡市城崎町湯島寺ノ谷806の2から806の10まで
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅



**兵庫県告示第1288号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区寺河内字三本ブナ831の1、831の2
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1289号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区寺河内字三本ブナ831の7から831の9まで、831の11
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1290号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年10月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区寺河内字板木740の2（次の図に示す部分に限る。）、740の5、740の9、740の10、740の12
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1291号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年10月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区寺河内字ホウソガ平ル823の2、823の4
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1292号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年10月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区日影字鉢伏267の1、267の2、267の4から267の7まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1293号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年10月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区入江字入山1393の1、1394から1396まで

2 保安林として指定された目的  
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1294号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年10月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区入江字イモ子1376、1377、1379

2 保安林として指定された目的  
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1295号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年10月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区入江字横サコ1477（次の図に示す部分に限る。）、1478、1479
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1296号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年10月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区原字水谷185の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1297号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年10月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区原字水谷190、190の1
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1298号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区原字水谷185の2
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1299号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区原字水谷185の2・190・193の1・194・195の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、193の2、195の2
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1300号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社スドージャム  
長野県松本市大字笹賀5958  
代表取締役社長 須 藤 正 嗣
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社スドージャム三木工場  
三木市口吉川町大島37
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	4号ニ 湯煮施設 (No. 1～No. 3)		
能 力	120L炊/基		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後2箇月		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～17時 7時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	6～7	6～7
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	400	1,000
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	350	900
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	100	150
	窒素含有量 (単位 mg/L)	8	16
	りん含有量 (単位 mg/L)	1	2
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	1/基		2/基

備考 既設特定施設を廃止するため、排水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成24年10月2日から同月23日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び三木市産業環境部生活環境課



兵庫県告示第1301号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
平成23年11月16日から平成24年3月22日まで
- 3 作業地域  
たつの市の一部



**兵庫県告示第1302号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三田市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（地籍調査事業実施に伴う2級及び4級基準点の設置）
- 2 作業期間  
平成23年12月10日から平成24年3月30日まで
- 3 作業地域  
三田市南が丘2丁目地内



**兵庫県告示第1303号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。

ついては、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成24年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 株式会社ヒュッテやまなみ  
代表者の氏名 田 淵 広 次  
住所 養父市丹戸109番地
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 （仮称）やまなみプロジェクト  
所在地 養父市大久保字横角1579-2
- 3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課  
縦覧期間 平成24年10月2日から同月15日まで

**公 告**

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称（第1-2工区、第2工区）  
三木市志染町中自由が丘2丁目372番1の一部、608番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
三木市志染町青山3丁目14番地の3  
西村興産株式会社 代表取締役 立 松 陽 子

三木市志染町西自由が丘1丁目350番地  
播磨開発株式会社 代表取締役社長 西 村 寿 生

- 3 許可年月日及び許可番号  
平成24年9月5日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-10-3号（17三木）



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成24年10月2日

契約担当者  
兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
平成24年度（下半期）用品単価契約【PPC用紙（B4、A3、A4）】
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年9月10日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社大塚商会神戸支店 神戸市中央区磯上通8-3-5
- 5 契約単価  
B4 1,567円  
A3 1,254円  
A4 1,045円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成24年7月31日

**労 働 委 員 会 公 告**

**兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等**

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、平成24年9月20日現在における兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公告する。

平成24年10月2日

兵庫県労働委員会  
会長 滝 澤 功 治

氏 名	関 歴	委嘱年月日
大 内 伸 哉	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授	平成19年8月2日
小 原 健 男	兵庫県労働委員会公益委員 前社団法人兵庫県シルバー人材センター協会参与	平成21年8月3日
神 田 榮 治	兵庫県労働委員会公益委員 兵庫県立大学客員教授	平成23年8月18日
関 根 由 紀	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授	平成23年8月18日



滝澤 功 治	兵庫県労働委員会公益委員（会長） 弁護士	平成9年7月2日
正木 靖 子	兵庫県労働委員会公益委員（会長代理） 弁護士	平成13年7月9日
米田 耕 士	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士	平成19年8月2日
切山 義 行	兵庫県労働委員会労働者委員 JAM東洋機械金属労働組合執行委員長	平成24年9月20日
栗山 重 治	兵庫県労働委員会労働者委員 神姫バス労働組合特別顧問	平成21年8月3日
辻 芳 治	兵庫県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長	平成19年8月2日
那須 健	兵庫県労働委員会労働者委員 関西電力労働組合姫路地区本部執行委員長	平成23年8月18日
福永 明	兵庫県労働委員会労働者委員 新日本製鉄広畑労働組合組合長	平成23年8月18日
宮内 博 文	兵庫県労働委員会労働者委員 オークラ輸送機労働組合顧問	平成21年8月3日
村上 昇	兵庫県労働委員会労働者委員 UIゼンセン同盟兵庫県支部支部長	平成15年7月22日
草薙 信 久	兵庫県労働委員会使用者委員 兵庫県経営者協会専務理事	平成23年8月18日
佐野 喜 之	兵庫県労働委員会使用者委員 セイコー化工機株式会社代表取締役会長	平成19年8月2日
塚本 晴 之	兵庫県労働委員会使用者委員 六甲バター株式会社取締役相談役	平成13年7月9日
藤川 泰 延	兵庫県労働委員会使用者委員 株式会社神戸製鋼所顧問	平成21年8月3日
松下 秀 明	兵庫県労働委員会使用者委員 グローリー株式会社常務執行役員	平成23年8月18日
村元 四 郎	兵庫県労働委員会使用者委員 株式会社村元工作所顧問	平成21年8月3日
和田 要	兵庫県労働委員会使用者委員 株式会社六甲商会代表取締役社長	平成15年7月22日
川久保美智子	前兵庫県労働委員会公益委員	平成20年5月8日
畑 喜 春	同 上	平成19年8月2日

大 森 唯 行	前兵庫県労働委員会労働者委員	平成15年7月22日
白 田 春 雄	同 上	平成18年3月16日
高 西 太 郎	同 上	平成17年7月28日
若 山 忠 義	同 上	平成23年8月18日
熊 谷 昌 之	前兵庫県労働委員会使用者委員	平成19年8月2日
前 田 正 則	同 上	平成19年8月2日
青 木 俊 彦	兵庫県労働委員会事務局長	平成24年4月5日
大 住 裕 彦	兵庫県労働委員会事務局総務調整課長	平成23年4月7日
本 山 秀 治	兵庫県労働委員会事務局審査課長	平成22年4月8日